

その他

民法改正に伴う成人式の対象年齢について

民法改正に伴う成人式の対象年齢について

1. 概要

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から成年（成人）年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このことに伴い、成人式の対象年齢をアンケート調査の結果や他自治体の状況等を参考に検討し、成人年齢の引き下げ後も、これまでどおり20歳になる方を対象に成人式を実施することについて報告するものです。

2. これまでの検討過程

(1) アンケート調査

本市の成人式のあり方を検討するため、民法改正後に成人式を迎える生徒を対象に、「成人式の対象年齢は現行の20歳がよいか、改正法にあわせて18歳がよいか」について、各学校を通して無記名方式によりアンケート調査を行いました。

①市内中学3年生とその保護者

- ・調査期間：令和3年5月6日（木）～14日（金）
- ・対象者数：市内中学3年生 391人（回答数359人）・保護者 391人（回答数291人）
- ・集計結果：

対象年齢	20歳で実施	18歳で実施	無回答
中学3年生	292人（81.3%）	65人（18.1%）	2人（0.6%）
保護者	252人（86.6%）	36人（12.4%）	3人（1.0%）

②宮城県塩釜高等学校1・2年生

- ・調査期間：令和2年8月31日（月）～9月4日（金）
- ・対象者数：714人（回答数678人）
- ・集計結果：

対象年齢	20歳で実施	18歳で実施	無回答
高校1・2年生	542人（80.0%）	132人（19.5%）	4人（0.5%）

(2) 仙台市及び仙台教育事務所管内自治体の状況（令和3年7月現在）

20歳で実施を決定	20歳で実施を検討	検討中
仙台市、名取市、富谷市、亘理町、七ヶ浜町、大和町、大郷町、大衡村、	岩沼市、山元町、松島町、利府町	多賀城市

3. 今後の成人式の対象年齢について

令和4年1月 成人式 対象者：平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ 20歳
 4月 改正民法施行（成人年齢を18歳に引き下げ）
 令和5年1月 成人式 対象者：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ 20歳

4. 今後の予定

令和3年9月 プレスリリース、市ホームページ等で周知